

第 1088 回教育委員会 会議録

令和 2 年 9 月 10 日

14:00~14:30

①開 会

<菅間教育長>

ただいまから、第 1088 回教育委員会を開会いたします。

②会議録署名委員の指名

<菅間教育長>

会議録署名委員に、涌井委員と片桐委員を指名いたします。

③会期の決定

<菅間教育長>

会期は、本日 1 日としていかがですか。

<各 委 員>

異議なし。

<菅間教育長>

御異議なしと認め、会期は本日 1 日に決定いたします。

④報 告

<菅間教育長>

議事に先立ち、報告があります。

(1)「県教育委員会の障がい者雇用状況について」、教育政策課長より報告願います。

<教育政策課長>

報告資料 1 を御覧願います。障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、県教育委員会を含む事業主には、障がい者の雇用義務が課せられており、都道府県教育委員会の法定雇用率については、令和 2 年度現在で 2.4%と定められております。

下の太枠で囲まれている令和 2 年 6 月 1 日現在の欄を御覧ください。算定の基礎となる職員数は、令和 2 年 6 月 1 日現在で 7,533 人、これに 2.4%を乗じた 180 人が、雇用する必要がある障がい者の数になります。実際に雇用している障がい者数は、実人数で 129 人となっておりますが、算定の方法として重度障害者の方については 1 人を 2 人に、短時間勤務の方については 1 人を 0.5 人に換算しますので、換算後の障がい者数は 170.5 人となり、雇用率で 2.26%、9.5 人の不足となっております。昨年度に比べて不足数は縮まりましたが、引き続き不足数が発生しております。

不足数が発生している要因になりますが、教員の大量退職が続く中で、障がい者を有する職員の退職も多く、採用で補充することができなかったことが挙げられます。また、対象となる職員の他部局への異動や障がいの程度が軽くなったことによる障害者手帳の返還等もございました。なお、※3になりますが、6 月 2 日以降、本日までの間に 8 名採用しており、現時点での不足数は 1.5 人となっております。

この 6 月 1 日現在の雇用状況については、山形労働局を通じて厚生労働大臣に報告することとされており、8 月 28 日付けで報告をしたところでございます。

教育委員会においては引き続き、採用を進め、早期の法定雇用率達成に向け、取り組んでまいります。報告は以上です。

<菅間教育長> ただいまの報告について、御質問等ございますでしょうか。

<武田委員> 雇用している方の障害の区分はどのような割合になっているのかと、具体的な仕事はどのようなことをされているのかを教えてください。

<教育政策課長> 身体障がいの方が一番多く、次に知的障がいになり、最近では精神障がいの方も雇用している状況でございます。主に学校の校務補助や教育委員会の事務局の中の事務補助等を担っていただいております。

<菅間教育長> ほかになければ、これより議事に入ります。

⑤議 事

<菅間教育長> 議第1号「山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部における令和3年度使用教科用図書の採択について」、特別支援教育課長及び高校教育課長より説明願います。

<高校教育課長> 議第1号「山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部における令和3年度使用教科用図書の採択について」、御説明いたします。

議1-2ページを御覧ください。県立学校の教科用図書採択に関する基本方針は、「県立学校の教科用図書は、校長が学校の教育目標、教育課程及び児童生徒の実態に応じて選定したものの中から、県教育委員会が審査し採択する。」となっております。流れについては、7月定例教育委員会で説明申し上げたとおりでございますが、本日は「Ⅱ 本年度のこれまでの経過」の「7 教育委員会に令和3年度使用教科用図書の採択について付議」にあたります。

はじめに資料の確認をさせていただきます。議1-3ページから13ページまでが山形県立高等学校及び高等学校学習指導要領に準ずる教育課程をとっている山形県立特別支援学校の高等部における令和3年度使用教科用図書採択案でございます。14ページから23ページまでが採択案に関わる資料となっております。24ページから26ページまでは山形県立特別支援学校の高等部における令和3年度使用教科用図書採択案でございます。27ページが資料となっております。

それでは、県立高等学校及び県立特別支援学校の高等部について、御説明申し上げます。なお、県立特別支援学校の高等部については、先ほども申し上げましたが、高等学校学習指導要領に準ずる教育課程をとっております4校についての説明となります。

議1-14ページを御覧ください。この資料は教科書選定状況の全体概要になります。次の議1-15及び16ページは現行学習指導要領に基づいて編集された教科書となっておりますが、平成25年度から年次進行で全面実施された現行の学習指導要領に基づく教科書の選定状況で

ございます。議 1-17 ページは第 2 部として従来の学習指導要領に基づいて編集された教科書の選定状況で、18 ページは第 3 部として第 2 部より前の学習指導要領に基づいて編集された教科書の選定状況でございます。ただ今、申し上げました 17 及び 18 ページの教科書は、現行の学習指導要領で使用する教科書が発行されていない場合、この中から教科書を選定することができるとなっておりますが、今回選定された教科書はございません。

議 1-14 ページを御覧ください。発行されている 794 点の教科書のうちで、本県の県立高等学校及び特別支援学校高等部では、合わせて 590 点の教科書が選定されております。割合にしますと、発行されている教科書のうち、74%の教科書が選定されていることとなります。

続いて、教科書採択案について御説明いたします。議 1-3 ページを御覧ください。この資料は各学校から提出されました令和 3 年度使用教科書一覧表を教科ごとにまとめた採択案でございます。県立高等学校は普通科・専門学科・総合学科の学科別、全日制・定時制・通信制の課程別、更には進路志望等においてその実態は多様となっております。そこで、県教育委員会としては各学校が実態に即した適切な教科書を選定するために、十分な調査、研究を行い、公正でかつ適正な選定を行うよう指導してきましたが、各校とも適切に選定していると判断しているところでございます。

議 1-19 ページを御覧ください。代表的な学校 3 校の教科書選定の観点を議 1-22 ページまで掲載しております。議 1-19 ページは普通科、20 ページは専門学科、21 ページは総合学科の学校のものを例として挙げております。また、22 ページには、県立学校において選定率が比較的高い教科書の選定理由例を記載しております。教科書の内容や構成が当該学校の生徒にとってわかりやすく、生徒の興味関心を喚起し、かつ生徒の学力向上に資する内容であることを選定の理由に掲げる場合が多くなっております。以上、ここまで県立高等学校及び高等学校学習指導要領に準ずる教育課程を採っている特別支援学校高等部 4 校について、御説明申し上げました。よろしく願いいたします。

<特別支援教育課長>

それでは引き続き、特別支援学校について申し上げます。県立特別支援学校高等部においては、小中学部と同様に障害の状況に合わせて、文部科学省の検定本、著作本及び一般図書の中から選定できるとなっております。

議 1-24 ページを御覧ください。1 が文部科学省検定済教科書ということで、(1) については先ほど高校教育課長の説明に含まれておりました 4 校になります。(2) 視覚障がい者用教科書は山形盲学校高等部の生徒用として選定した点訳教科書になります。

2 については、文部科学省著作教科書になります。こちらについては、知的障がい者用になります。

議 1-25 ページが一般図書、26 ページが一般図書一覧の掲載以外分を掲載しております。

議 1-27 ページを御覧ください。選定率が高い一般図書は 14 校中 7

校で選定されたもので、4冊ございました。初めに、「知的障害や発達障害の人たちのための新・見てわかるビジネスマナー集」についてでございます。こちらの選定理由としては、実用的で卒業後の生活に合っていること、絵や図が多く用いられ、具体的でわかりやすいという理由からでございます。同様に他の図書についても、ノート形式であること、自分で書き込みながら進路学習ができること、イラストがあること、分かりやすく実生活につながる内容があること等が理由として挙げられています。各校とも在籍する生徒の障害の状況や学びの状況に応じて、一人ひとりが十分に活用し、学習できる図書を適切に選定しております。

以上が特別支援学校高等部の説明になります。山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部における令和3年度使用教科書について、いずれも教科用図書採択の基本方針に基づいて、各校長が選定したものを関係課で厳正に審査したものでございますので、よろしく採択をお願いいたします。

<菅間教育長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<菅間教育長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<菅間教育長> 御異議なしと認め、議第1号は原案のとおり可決いたします。

<菅間教育長> 次の議第2号は人事に関する案件であり、また、議第3号は議会提案前の案件であることから、これより秘密会としていかがですか。

<各 委 員> 異議なし。

<菅間教育長> 御異議なしと認め、これより秘密会といたします。

《 議第2号及び議第3号は秘密会にて審議 》

⑤閉 会

<菅間教育長> これで、第1088回教育委員会を閉会いたします。